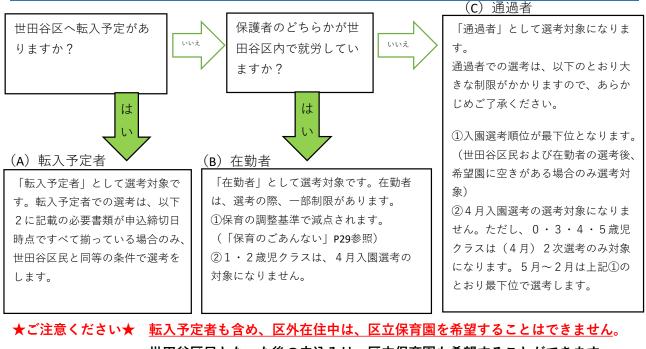
## 現在世田谷区外にお住まいで、世田谷区の保育園へ申込みされる方 (令和5年9月~令和6年8月入園申込み用)



世田谷区民となった後の申込みは、区立保育園も希望することができます。

## 2.以下のチェックリストを確認のうえ、申込手続きをおこなってください。

申込先は、現在お住まいの市区町村です。世田谷区の申込締切日までに世田谷区へ書類が届くよう、日程に余裕を ※注意※ 持って(世田谷区の申込締切日一週間前程度までに)現在お住まいの市区町村でお手続きください。 ◆ 入園希望月の申込締切日(世田谷区)をご確認ください。(「保育のごあんない| P15参照) ◆ 必要書類について、不足書類がないかご確認ください。(書類不足や不備は選考対象になりません。) ① 現在お住まいの市区町村様式の入園申込書 ② 現在お住まいの市区町村様式の教育・保育給付認定申請書 ③ 現在お住まいの市区町村様式の要件確認書類(就労証明書、就学状況申告書等) П すべての方が 準備するもの 保育料を決定するための税書類(写し可) ы令和5年度の「住民税課税証明書」または「住民税決定(納税)通知書」を添付してください。 ⑤ 世田谷区様式の保育所等入園(転園)申込書兼教育・保育給付認定申請書(2号・3号用) ⑥ 転入に関する申立書 世田谷区への転入を証明する資料(以下のいずれか1点が必要) 世田谷区へ ◎契約期日の記載がある、家屋の賃貸借契約書の写し 転入予定が ある方のみ ◎引渡日の記載がある、家屋の売買契約書の写し(土地の売買契約書のみは不可) ◎ (世田谷区在住の親族を同居する場合は) 同居予定に関する申立書 ⑧ 受託証明書(認可保育施設以外の認可外保育施設等を利用している方) 🔯 前 🔞 就労に関する客観的資料(自営業の方のみ)※開業届、登記事項証明書、請求書の写し等 ⑩ 世田谷区様式の就労確約書(求職の方のみ) ◆ 現在お住まいの市区町村へお申し込みください。 ◆ 現在お住まいの市区町村で、上記③が提出不要の場合、世田谷区様式の要件確認書類をご提出ください。 

## 3. 世田谷区へ転入予定の方は、以下も必ずご確認ください。

※世田谷区へ転入後は、入園の可否にかかわらず、あらためてお住まいの地域の各総合支所子ども家庭支援課へお 申し込みください。その際は、上記⑤と世田谷区様式の要件確認書類をご提出ください。

## ★世田谷区へ転入予定の方が内定した場合、次のお手続きが必要です。

※どちらか一方でもお手続きが欠けた場合は、内定取消になります。

- 1) 入園月の前月までに世田谷区へ転入すること。
- 2) 入園月の1日(1日が閉庁日の場合は翌開庁日)までに世田谷区での入園申込みをすること。